

表Ⅳ-4 オオタカ保護方策の地域別対応方針

地帯 施策	平地部		山地部		
	低地帯 【50m以下】	台地・丘陵帯 【50~200m】	低山帯 【200~800m】	山地帯 【800~1,600m】	亜高山帯 【1,600m以上】
1. 環境と共生する土地利用の推進	<p>【環境と共生する土地利用の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> オオタカ繁殖地の保全強化を図るとともに、採餌地等の機能を低下させないために環境と共生する持続可能な計画的土地利用を進める。 <p>【オオタカとの共生を目指した土地利用計画・規制誘導方策の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 土地利用基本計画など、県や市町村が策定する土地利用に関する諸計画にオオタカ繁殖地や採餌地等への事前配慮が盛り込まれるように営巣地登録等の生息情報を活用する。また、開発計画や土地利用転換に係る指導要綱等の見直しに際しては、本指針に基づき、規制・誘導及び保護方策の検討を行う。 				
2. 保護区域の設定	<ul style="list-style-type: none"> オオタカ繁殖地の保全強化を図るため、「営巣中心域」の法的担保性を確保する。 【鳥獣保護区】 【鳥獣保護区特別保護地区】 【自然公園特別地域】 【自然環境保全区域】 【国内希少野生動物生息地等保護区】 【緑地保全地区】 【首都圏近郊緑地特別保全地区】 【都市公園（生態系に配慮した公園）】等の指定・設定を推進する。また、オオタカ採餌地等の機能を低下させないために樹林地・農地・水辺地等の環境を維持し、生物多様性の保全が図られるように保全関連制度を活用する。 		<ul style="list-style-type: none"> オオタカ繁殖地の保全強化を図るため、「営巣中心域」の法的担保性を確保する。 【鳥獣保護区】 【鳥獣保護区特別保護地区】 【自然公園特別地域】 【国内希少野生動物生息地等保護区】 【特定動物生息地保護林】等の指定を推進する。 また、オオタカ採餌地等の機能を低下させないように、樹林地・水辺地等の環境を維持し、生物多様性の保全が図られるように保全関連制度を活用する。 		
3. 多様な生息環境の維持改善	<ul style="list-style-type: none"> 放置された農用林等において、アカマツ等の営巣適木の衰退が著しい場合、営巣木の遷移過程を把握し営巣適木の状態を監視するとともに、人工台座の設置等も含めた営巣環境の維持改善に努める。 市街地等の生息不適地の増加を抑制するとともに、孤立・分断化した樹林地・農地・水辺地の連続性の維持改善に努める。 極度に人工化した河川・道路・公園・農地等について、自然共生型の基盤整備を実施し、生物多様性の復元を図る。 		<ul style="list-style-type: none"> 営巣適木がマツ枯れ等の影響により減少が著しいことから、長伐期施業及び択伐等の森林管理作業を通じて、営巣に適した大径木や高木林、架架適枝の育成・管理を進める。 管理の行き届かない、うつ閉人工林等が大規模に広がる地域においては、オオタカの営巣中心域に該当しないエリアについて、小規模伐採によるバッチ状空間の創出や階層構造の多様化を図り、オオタカの餌生物や採餌場所の改善に努める。また、地域の潜在的な天然性樹種の導入を促進し、森林環境の多様化を図る。 		
4. 各種開発行為等に際しての配慮	<p>【営巣中心域への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> オオタカの繁殖が明らかになった場合は、「営巣中心域」を把握し、その範囲内の開発行為は基本的に回避する。 <p>【高利用域への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「高利用域」内の開発行為に際しては、極力自然共生型の都市基盤整備等を導入し在来植物による緑被率を増やす等の配慮を行い、環境負荷を低減して生物多様性の維持を図る。 		<p>【営巣中心域への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> オオタカの繁殖が明らかになった場合は、「営巣中心域」を把握し、その範囲内の開発行為は基本的に回避する。 事業の立地限定性が高く、「営巣中心域」内への開発行為が避けられない場合は、一定の条件に基づき「営巣地」を近隣地区へ誘導する代償措置を講じる。 <p>*①自然的条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 隣接地域における生息個体を圧迫させないように繁殖分布の空き状況を確認する。 高利用域内の古巣の有無等を確認し、営巣地としての環境適正箇所を調査する。 営巣代償適地において、必要に応じて代償地での営巣環境及び周辺の採餌環境について適正管理を行う。 <p>②社会的条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 誘導先の土地を営巣中心域と同等の面積以上確保する。また、できれば複数確保することが望ましい。 代償地の担保性や環境管理が将来にわたって保証されるように条件整備を行う。 繁殖が継続的・安定的に認められるまでモニタリングを実施し、調査状況を踏まえ適宜必要となる措置を講じる。 <p>【高利用域への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「高利用域」内の開発行為に際しては、極力自然共生型の事業・工法等を導入し、環境負荷を低減して生物多様性の維持を図る。 		
5. 農林業等の実施上の配慮	<ul style="list-style-type: none"> オオタカと共生する伝統的な農業・農村形態の維持管理を図る。 大規模かつ近代的なほ場整備については、生物多様性の喪失を回避するよう配慮する。 平地部におけるオオタカ繁殖地は、農用林として利用されてきた雑木林にも多く存在していることから、これらの樹林地の保全強化に努める。また、農地や農業水路の一部も営巣中心域に含まれる場合があり、工事を伴う基盤整備については十分な配慮を行う。 農地における畦畔木や草場は、オオタカの採餌環境にとって重要な意味を持つと考えられるため、これらの保全を図るとともに、農村における樹林地・農地・水辺地の連続性が保たれるように努め生物多様性を高める。 ※森林管理については、「オオタカの営巣地における森林施業（前橋営林局編）」（1998）のオオタカ生息地における林分管理・林分配置を参考とする。なお、人工林の伐採については、極力択伐とする。 		<ul style="list-style-type: none"> オオタカの生息を許容した森林施業計画を推進する。 森林伐採については、天然林は基本的に保全するように努める。 人工林では長伐期施業を行い、営巣に適した大径木の育成管理に努める。 営巣木の周辺50m以内は、営巣の障害となる木やつる類以外は伐採しないようにするとともに、作業道の設置も控える。その周囲の営巣中心域内では、非繁殖期の幼鳥が独立した後（9~12月）において、択伐や小面積（1ha以下）の伐採、下草刈りは可能と考える。ただし、営巣木が複数ある場合は、それぞれの営巣木の分断を避けるようにする。 高利用域内では、餌資源の少ない大規模人工林において、間伐など適度な育林作業を実施するほか、適度な小面積（1~5ha）の伐採を行い、林齢構成の平準化を促進する。また、林相転換による地域の潜在的な天然性樹種を積極的に導入し生物多様性を高める。 ※森林管理については、「オオタカの営巣地における森林施業（前橋営林局編）」（1998）のオオタカ生息地における林分管理・林分配置を参考とする。 		
6. ビオトープの創造とネットワーク化の推進	<ul style="list-style-type: none"> 面的な広がりをもつ樹林地が圧倒的に少ない現状から、ビオトープの創造やビオトープネットワーク化を推進し、オオタカの営巣が可能となる量的及び質的条件を備えた樹林地の復元・創出を行う。 孤立化したオオタカ繁殖地の連続性の回復やオオタカの餌生物および採餌場所の安定的な確保のために、樹林地・農地・水辺地のネットワーク化を図り、生物多様性を高める。 		<ul style="list-style-type: none"> 大規模人工林において、現況での営巣適木を保全しつつ、地域の潜在的な天然性樹林**の再生による健全で安定的な営巣環境の創造を図る。 **ここでは、主にオオタカの生息が確認されている低山帯でのモミやアカマツの混生針広混交林等を主に想定している。 個体群保全の観点から、特定の個体や眷ひのみに視点を置いた保護に留まらず、大規模な保全拠点を確保していくとともに、生物多様性が保たれるようにビオトープネットワーク化を広域的に推進する。 		